

＜遺産分割調停（審判）を申し立てる方へ＞

1 概要

亡くなられた方（被相続人）の遺産の分け方について相続人間で話し合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停（審判）を申し立てることができます。この調停では、申立人となっていない相続人全員を相手方としなければなりません。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方（ら）から事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法などについての希望を聴き、解決のための必要な助言を行いながら、合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。審判を申し立てた場合でも、調停手続が先行することがあります。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・被相続人1人につき、1200円
- 連絡用郵便切手・・・84円×（相続人の人数）×5枚
50円×（相続人の人数）×4枚
10円×（相続人の人数）×10枚
1円×（相続人の人数）×5枚

3 申立てに必要な書類

- 申立書（冒頭部分、当事者目録、遺産目録、相続関係図）
- 申立書のコピー×相手方の人数分
※その他に、申立人用の控えを作成してください。
- 事情説明書
- 事情説明書のコピー×相手方の人数分
※その他に、申立人用の控えを作成してください。
- 送達場所等届出書
- 進行に関する照会回答書

【相続関係を明らかにする書類】

- 戸籍謄本等・・・別紙「遺産分割の申立の際に必要な戸籍謄本等」を参照してください。

【不動産を明らかにする書類】

- 不動産登記事項証明書
- 固定資産評価証明書

【預貯金等その他の遺産に関する書類】

※これに該当する以下の書類については、裁判所に提出するもののほか、相手方人数分のコピーを提出してください。また、調停期日には、書類の原本（原本がない場合はあなた用の控え）を持参してください。

- 預貯金の通帳・証書・残高証明書のコピー
- 有価証券・投資信託の残高証明書等のコピー
- 相続税申告書のコピー
- 遺言書のコピー
- 遺産分割協議書のコピー

- (民法909条の2に基づく事前の預貯金債権の行使があった場合)
金融機関発行の証明書等、権利行使の内容が分かる文書
-

※ 事案に応じて、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

4 申立書等の提出先

調停の場合は相手方の住所地、審判の場合は相続開始地（被相続人の最後の住所）を管轄する家庭裁判所です。ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができ、申立書と共に管轄合意書を提出される場合には、その家庭裁判所に提出することができます。

- ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒700-0807

岡山市北区南方1-8-42

岡山家庭裁判所受付係

電話（086）222-4168

~~~~~  
※申立てをされる方は、一緒にお渡ししている「遺産分割手続について（説明書）」、「遺産分割手続Q&A」をよくお読みください。また、申立書の記入にあたっては、記載例を参考にしてください。  
~~~~~

(＜遺産分割調停(審判)を申し立てる方へ＞別紙)

遺産分割の申立の際に必要な戸籍謄本(改製原戸籍, 除籍謄本)等

(戸籍謄本等はいずれも発行から3か月以内のもの)

1 法定相続情報一覧図の写しがある場合

- ① 認証文付き法定相続情報一覧図の写し
- ② 被相続人の死亡時の戸籍謄本
- ③ 相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)
- ④ 相続人全員の住民票又は戸籍附票 ※ 住民票は個人番号(マイナンバー)の記載がないもの

2 法定相続情報一覧図の写しがない場合

【共通】

- ① 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ② 被相続人の住民票の除票(死亡日が記載されているもの)
- ③ 相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)
- ④ 相続人となる子(及びその代襲者)に死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑤ 相続人全員の住民票又は戸籍附票 ※ 住民票は個人番号(マイナンバー)の記載がないもの

【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】

- ⑥ 死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例: 相続人が祖母の場合, 父母と祖父))がある場合, その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】

- ⑥ 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑦ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑧ 死亡している兄弟姉妹がある場合, その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑨ 代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合, そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

- ※ 上記の戸籍中, 重複(共通)するものはいずれも1通でかまいません。
- ※ 上記以外の書類についても, 必要があれば提出していただくことがあります。
- ※ 裁判官の判断により, 身分関係資料については, 原本と写しを同時に提出していただきます。照合後に原本を返却することが可能な場合があります。

岡山家庭裁判所